

第 3 回 赤 浜 地 域 復 興 ま ち づ くり 懇 談 会

議 事 次 第

—安全・安心な居住環境の構築に向けて—

日 時：平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日（水）

午後 7 時～午後 9 時

会 場：赤 浜 小 学 校 体 育 館

【議 題】

1. 開会
2. 居住意向調査に伴うまちづくり計画（案）について
3. 用地買収の際の手順について
4. 今後の事業計画について
5. 防潮堤に伴う用地測量について
6. 流出家屋等の基礎等撤去事業について
7. 災害公営住宅に関する計画（案）について
8. 大槌町独自支援事業について
9. 質疑応答・意見交換
（全体、事業別、区画整理事業のしくみについて等）

10. 閉会

【配 布 資 料】

- ・次 第（1 P～2 P）
- ・居住意向調査に伴うまちづくり計画（案）等（3 P～30 P）



大槌町地域整備部都市整備課市街地再生班

【復興まちづくりに伴う経緯及び今後の予定】

(平成24年以降)

期 日	内 容
平成24年1月19日 ～1月27日	住宅再建に関する意向調査
平成24年3月18日	赤浜地域住民説明会
平成24年5月7日	第1回大槌町都市計画審議会
平成24年5月28日	第1回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年6月11日 ～6月15日	居留意向調査 (仮設住宅団地談話室等にて開催)
平成24年7月28日 ～8月3日	町外復興まちづくり懇談会 (遠野市、紫波町、北上市、盛岡市、花巻市)
平成24年8月6日 ～8月31日	居留意向調査 (8月13日から16日の期間は赤浜小学校体育館にて実施)
平成24年9月4日	防災集団移転促進事業計画の大臣同意取得
平成24年9月5日	赤浜地区防災集団移転促進事業に係る事業計画説明会
平成24年9月10日	第2回大槌町都市計画審議会
平成24年9月12日	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター 移転計画(案)説明会
平成24年10月24日	第3回赤浜地域復興まちづくり懇談会
平成24年11月7日	第4回赤浜地域復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月13日	遠野市復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月15日	北上市復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月16日	盛岡市復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月16日	紫波町復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月19日	釜石市復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月20日	花巻市復興まちづくり懇談会、災害危険区域説明会
平成24年11月25日	第5回赤浜地域復興まちづくり懇談会

お問い合わせ先

大槌町役場地域整備部都市整備課市街地再生班 (赤浜地域担当)

電話番号：0193-42-8723/FAX：0193-42-3858

第3回 赤浜地域復興まちづくり 懇談会

平成24年10月24日

大槌町

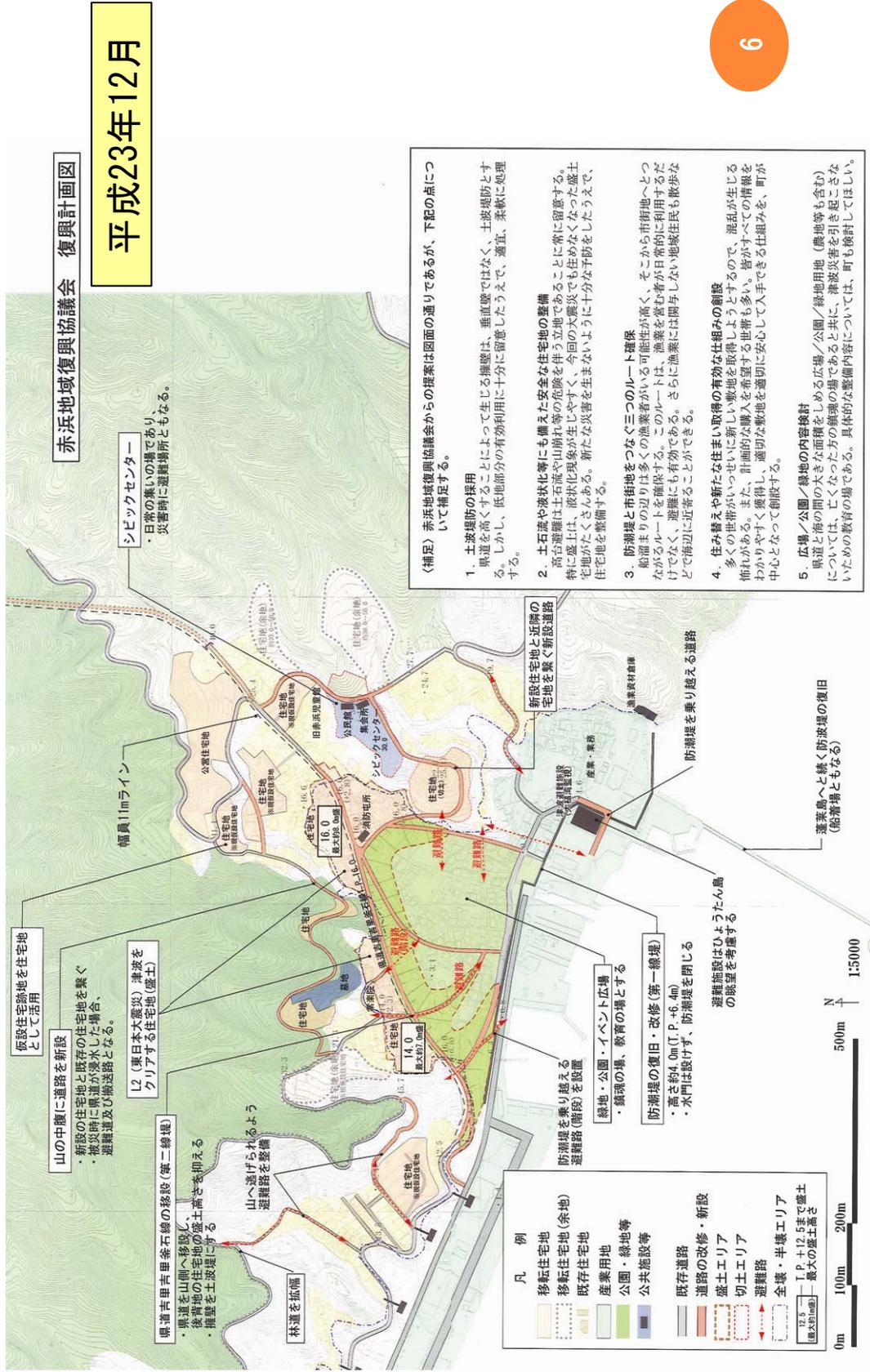
第3回赤浜地域復興まちづくり懇談会 目次

- 議題 2 居住意向調査に伴うまちづくり計画(案)について(都市整備課市街地再生班)
- 議題 3 用地買収の際の手順について(都市整備課市街地再生班)
- 議題 4 今後の事業計画について(都市整備課市街地再生班)
- 議題 5 防潮堤に伴う用地測量について(岩手県沿岸広域振興局水産部漁港漁村課)
- 議題 6 流出家屋等の基礎等撤去事業について(地域整備課道路河川班)
- 議題 7 災害公営住宅に関する計画(案)について(管理用地課建築住宅班)
- 議題 8 大槌町独自支援事業について(復興局復興推進室)
- 議題 9 質疑応答・意見交換

議題2. 居住意向調査に伴うまちづくり 計画(案)について

- 1) 地域が作ったまちづくり計画
- 2) 居住意向調査
- 3) まちづくり計画
- 4) 避難計画

1) 地域が作ったまちづくり計画



赤浜地域復興協議会 復興計画図

平成23年12月

シブクワセンター
・日常の集いの場であり、災害時に避難場所ともなる。

山の中腹に道路を新設
・新設の住宅地と既存の住宅地を繋ぐ
・被災時に風道が滞りし場合、避難道及び搬送路となる。

L2 (東日本大震災) 津波をクリアする住宅地 (盛土)

晴清声甲茶石線の移設 (第二線環)
・風道を山側へ移設し、後背地の住宅地の盛土高さを抑える
・擁壁を土波堤にする

山へ逃げられるよう
避難路を整備

林道を拡張

仮設住宅跡地を住宅地として活用

防波堤の復旧・改修 (第一線環)
・高さ約4.0m(T.P.+6.4m)
・水門は設けず、防波堤を閉じる
避難施設はひょうたん島の眺望を考慮する

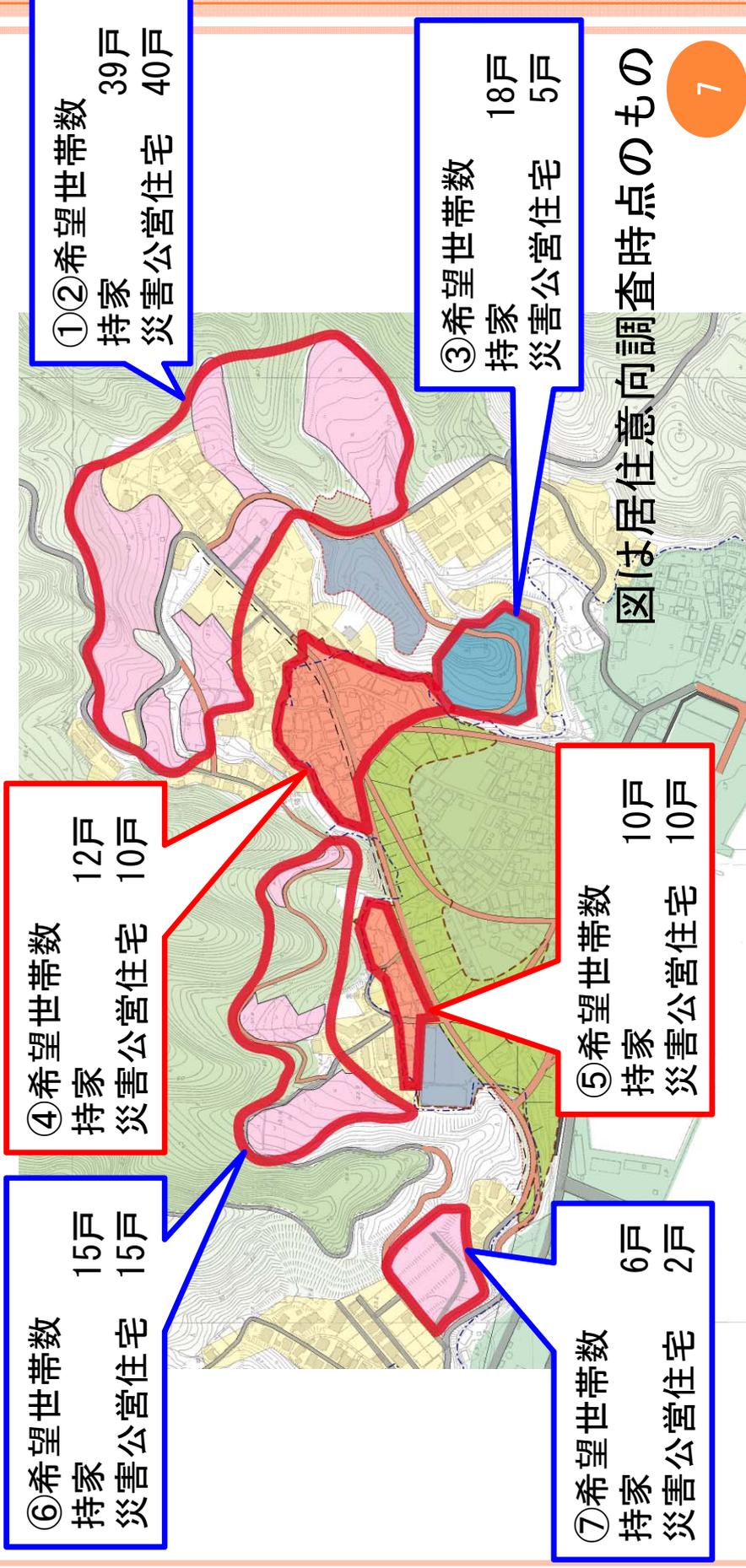
防波堤を乗り越える
避難路 (階段) を設置
・緑地・公園・イベント広場
・鎮魂の場、教育の場とする

- 〈補足〉赤浜地域復興協議会からの提案は図面の通りの通りであるが、下記の点について補足する。
1. 土波堤防の採用
風道を高くすることで生じる課題は、垂直壁ではなく、土波堤防とする。しかし、低地部分の有効利用に十分に留意したうえで、適宜、柔軟に処理する。
 2. 土石流や液状化等にも備えた安全な住宅地の整備
高古避難は土石流や山崩れ等の危険を伴う立地であることに常に留意する。特に盛土は、液状化現象が生じやすく、今回の大震災でも不足なく盛土住宅地がたたくとある。新たな災害を生まないように十分な予防をしようとして、住宅地を整備する。
 3. 防波堤と市街地をつなぐ三つのルート確保
船通まりの辺りは多くの漁業者がいる可能性が高く、そこから市街地へとつながるルートは確保する。このルートは、漁業を営む者が日常的に利用するだけでなく、避難にも有効である。さらに漁業には関与しない地域住民も散歩などで海辺に近寄ることができるとする。
 4. 住み替えや新たな住まい取得の有効な仕組みの創設
多くの世帯がいつか新しい敷地を取得しようとするので、混乱が生じる可能性がある。また、計画的な購入を希望する世帯も多い。皆が揃っての情報をわかりやすく提供し、適切な敷地を適切に安心して入手できる仕組みを、町が中心となって創設する。
 5. 広場/公園/緑地の内容検討
駅道と海の間の大きな面積をしめる広場/公園/緑地用地 (農地等も含む) については、ごく南の方の鎮魂の場であると共に、津波災害を引き起こさないための教育の場である。具体的な整備内容については、町も検討してほしい。

2) 居住意向調査（全ての被災された方）

1月

居住意向調査 平成24年1月



※希望世帯数は、居住意向調査の実数を回収率で割り戻し、全体数を推定した。

2) 居住意向調査（防集事業対象者）

6～8月

居住意向調査 平成24年6月～8月

⑥希望世帯数 3戸

①希望世帯数 10戸

④希望世帯数 6戸

②希望世帯数 6戸

⑦希望世帯数 0戸

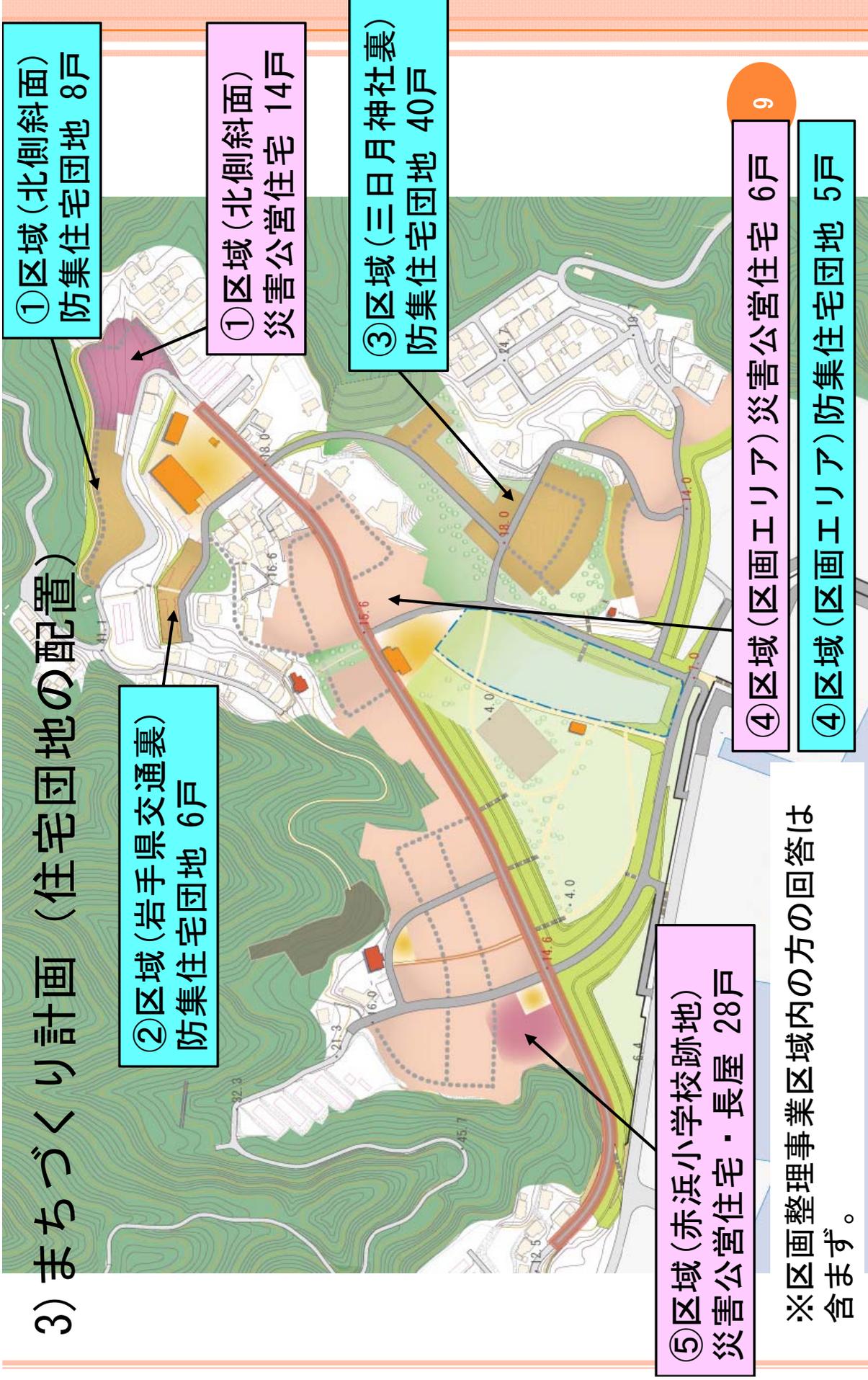
③希望世帯数 45戸

⑤希望世帯数 8戸

図は居住意向調査時点のもの

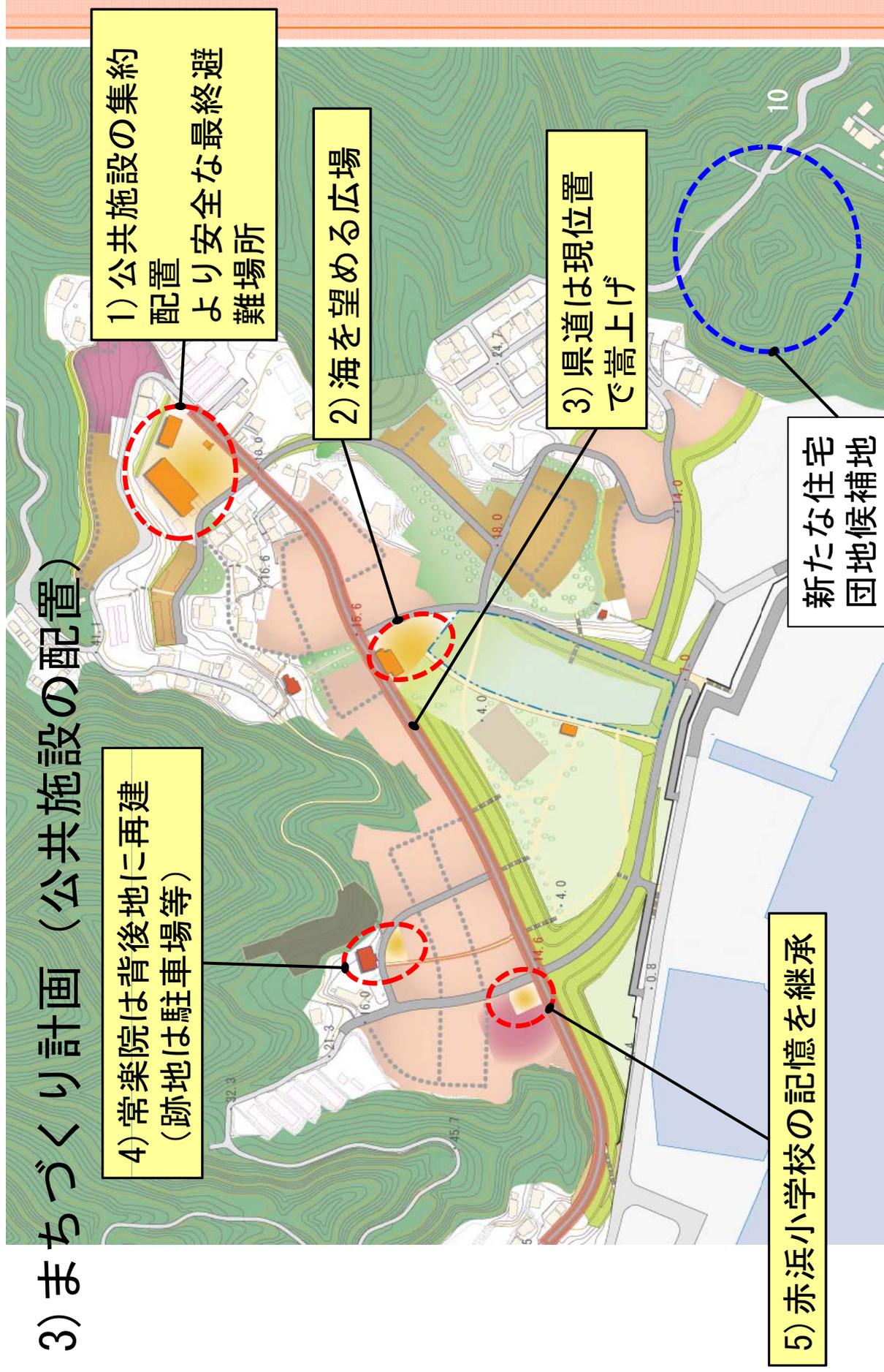
※希望世帯数は、居住意向調査の実数を回収率で割り戻し、全体数を推定した。
※区画整理事業区画内の方の回答は含まず。

3) まちづくり計画（住宅団地の配置）

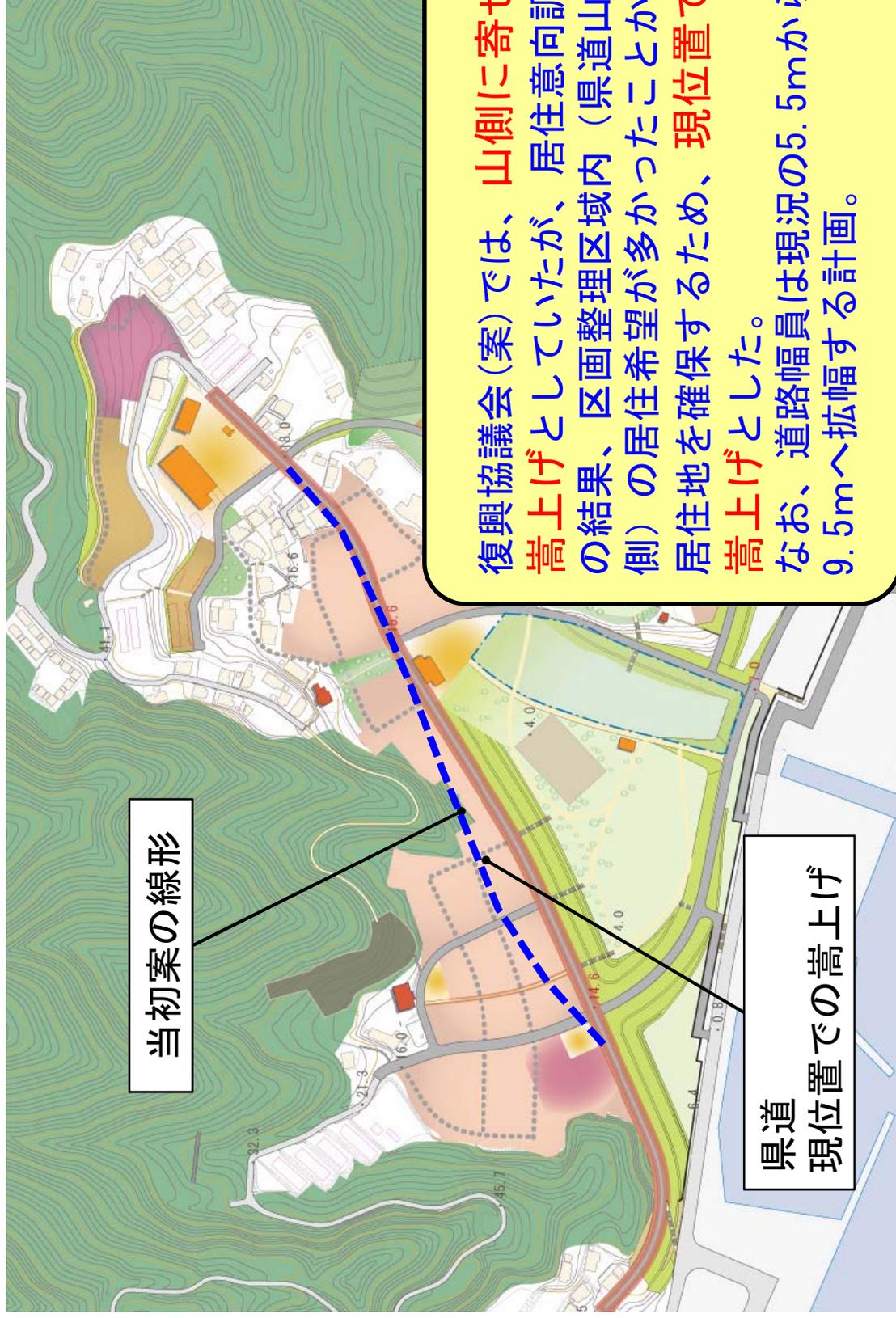


※区画整理事業区域内の方の回答は含まず。

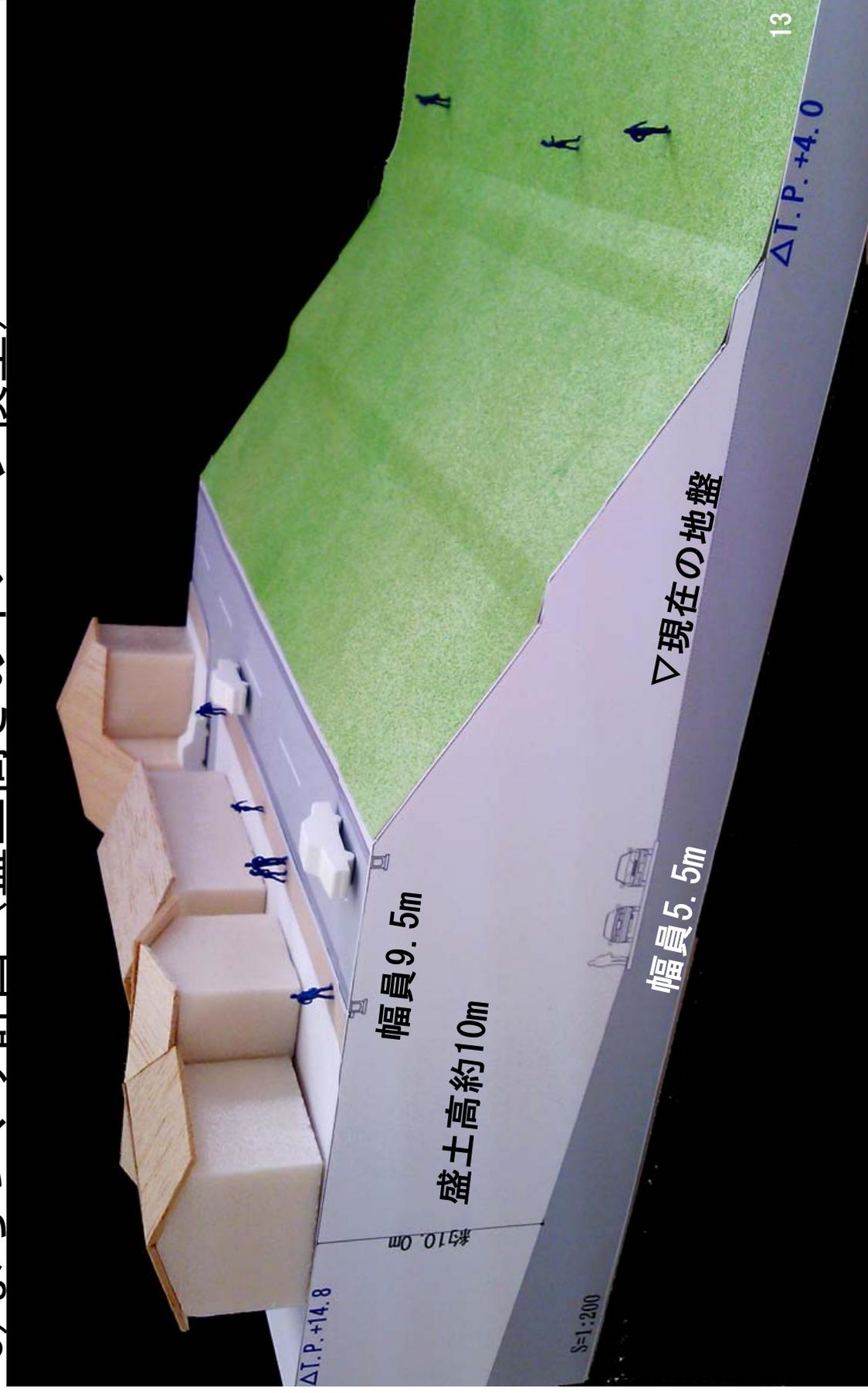
3) まちづくり計画（公共施設の配置）



3) まちづくり計画（変更点② 県道位置）



3) まちづくり計画（盛土高さのイメージ模型）



4) 避難計画(案)

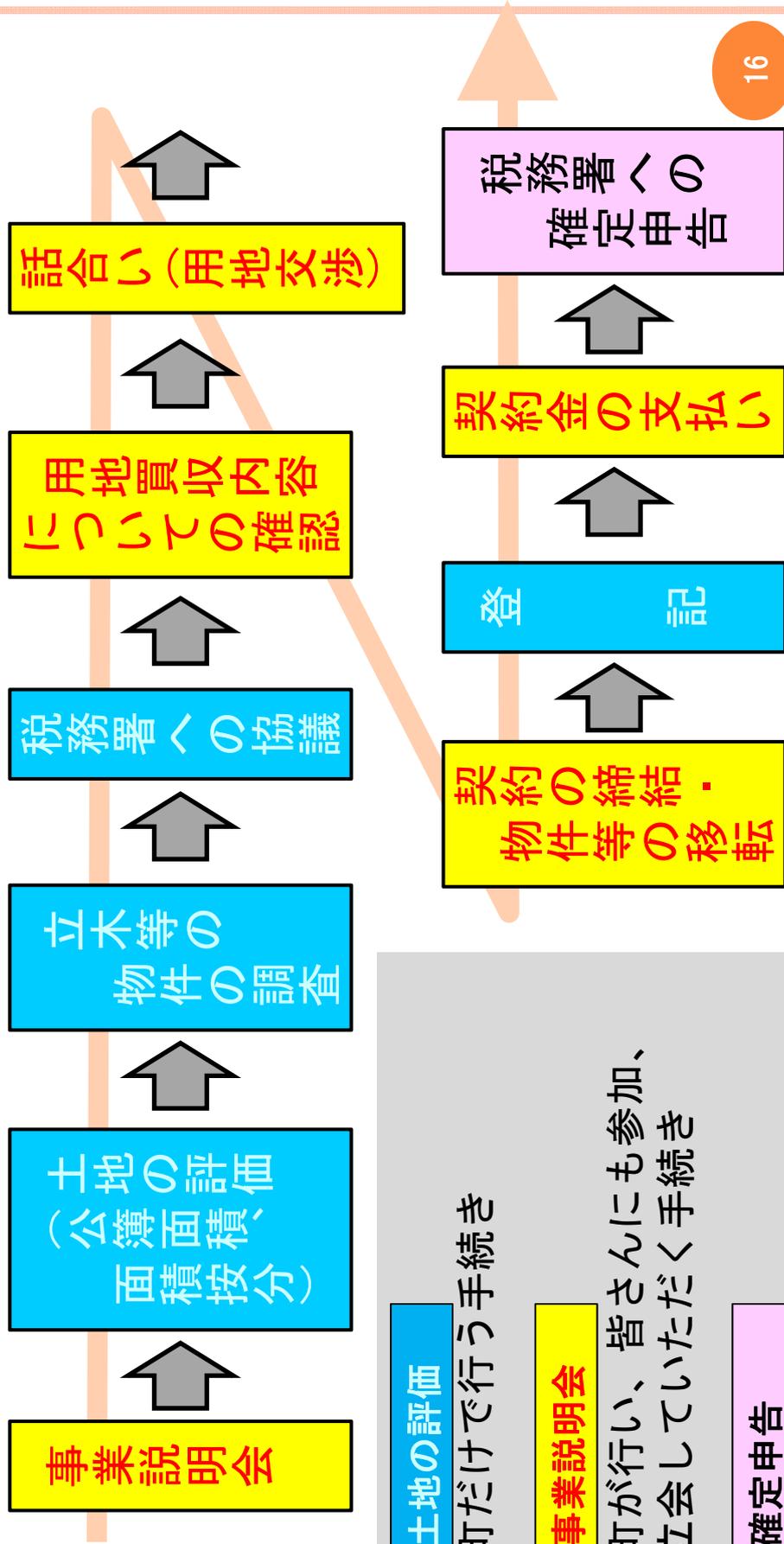


1. 神社、寺を目標して避難
2. 現岩手県交通位置が最終避難場所

議題3. 用地買収の際の手順について

15

1) 事業用地を提供頂く場合の手順（防集・区画整理）



土地の評価

町だけで行う手続き

事業説明会

町が行い、皆さんにも参加、
立会していただく手続き

確定申告

皆さんに行っていただく手続き

2) 土地買収契約時に準備して頂くもの

(相続登記の場合)

登記種類	内 容	実 印	印鑑証明	住 民 票	戸 籍 謄 本	除 籍 謄 本	遺産分割協議書	委 任 状
相続登記	相続者	◎	◎	○	○		◎	○
	被相続者				○	○		

3) 移転事業に係る土地買取り価格の提示について

防災集団移転促進事業に係る移転敷地の買取り価格(不動産鑑定価格)の公表につきましては、10月末から順次個別に通知する予定です。

なお、お電話によるお問合せは、個人情報保護に関する法律の観点からお断りしています。

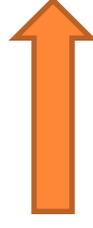
〇〇〇〇様
(案) 大槌町長

土地の単価についてお知らせ

事業名 防災集団移転促進事業
大槌町〇〇 〇〇番地△
登記面積 〇〇〇. 〇〇m²
単 価 ¥〇〇, 〇〇〇円/m²

- 買取対象
住宅・共同住宅・店舗兼住宅や住宅と一体となった農地等(会社、事務所、工場等、人の居住がない用途は対象外)

4) 用地買収に伴う今後の留意事項について



次回懇談会にて詳細を説明

- ① 抵当権の解除について
- ② 相続登記、遺産分割協議書について
- ③ 土地の買収地積の確定方法について

(参考資料)

被災者のための住宅団地整備のための 用地取得に係る課税の特例

東日本大震災に係る特例措置として、復興事業等の用に供するために、被災地内にある土地を地方公共団体等が買い取る場合は、土地等の譲渡所得について2,000万円の特別控除を適用。(平成28年3月31日まで)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

東日本大震災の発生日以後に 相続等により取得した財産の評価について

東日本大震災の発生日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産についての評価方法を定めたもの。(被災家屋の評価、被災した建築中の家屋の評価)

「東日本大震災の発生日以後に相続等により取得した財産の評価について」の一部改正について(通達)
(平成24年6月20日付課評2-26ほか2課共同) 相続税法

議題4. 今後の事業計画について

21

議題5. 防潮堤に伴う用地測量について

23

議題6. 流出家屋等の基礎等撤去事業 について

24

撤去の対象となる建物等の条件等

- ① 撤去の対象は罹災証明書の半壊以上
- ② 居住していた土地及びそれに付属する土地に残存する構造物を解体撤去します
- ③ 取り壊したコンクリート構造物等は、廃棄物として大槌町で処分します
- ④ 基礎の撤去により、隣地との境界が不明となるおそれが生じる場合は、最少の構造物等を残すようにしますが、大槌町では原則、測量等による境界復元や境界杭の再設置は行いません
- ⑤ 大槌町からの連絡調整・解体の立会などには誠意をもって対応します
- ⑥ 基礎の撤去に関して、当該建物等の関係者と紛争があった場合は、申請者の責任において処理してください
- ⑦ 大槌町は、基礎の撤去のために必要となった場合は、当該建物に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会します

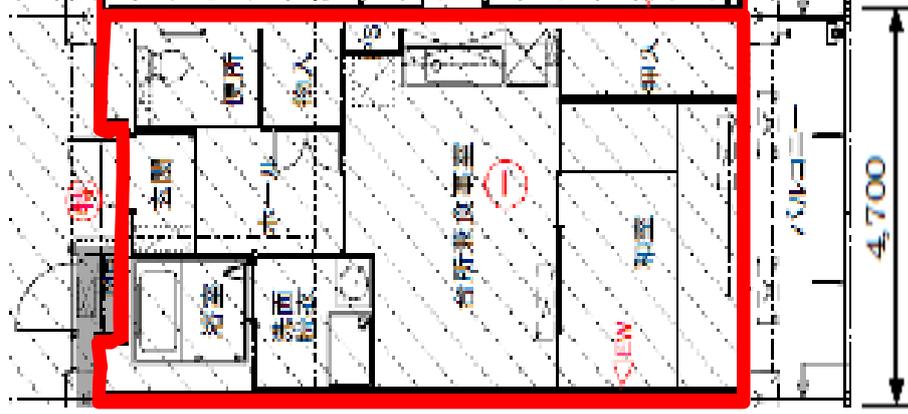
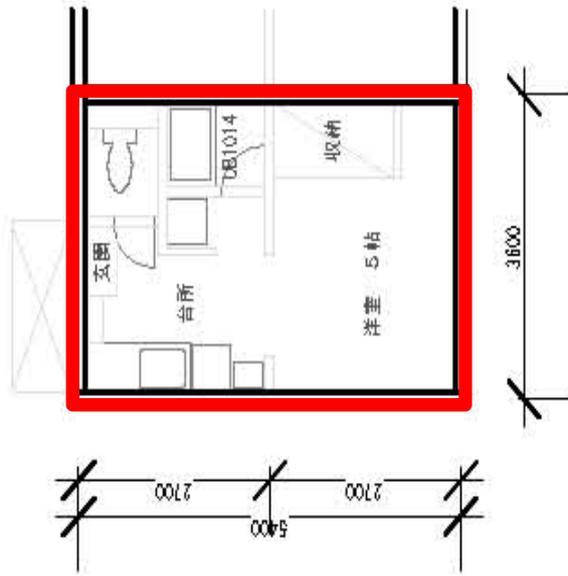
議題7. 災害公営住宅に関する計画(案) について

26

1DKタイプ

応急仮設住宅 約20㎡ (約6坪)

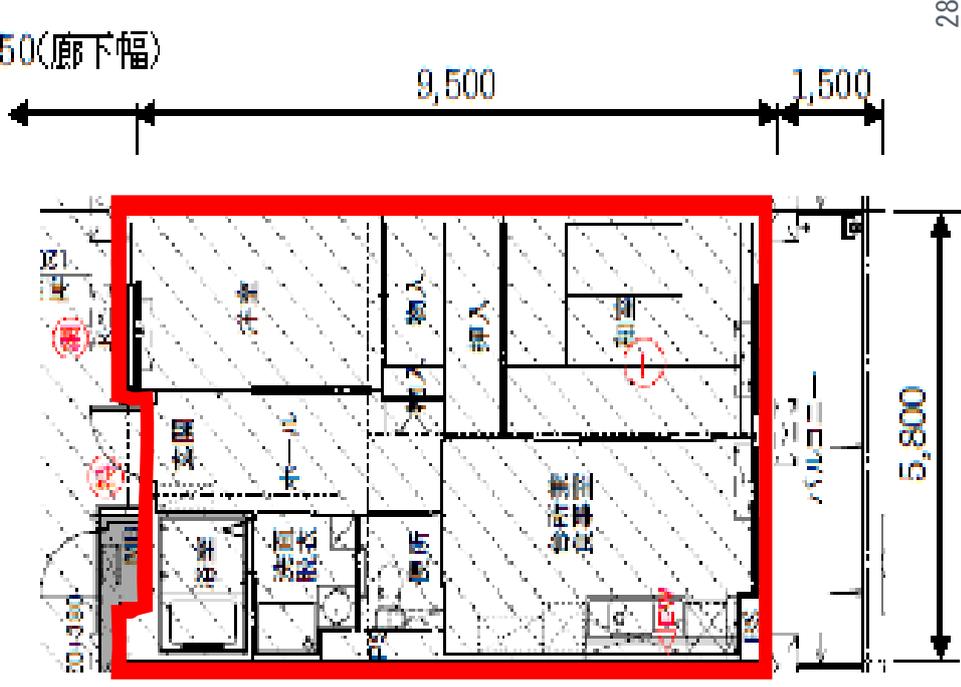
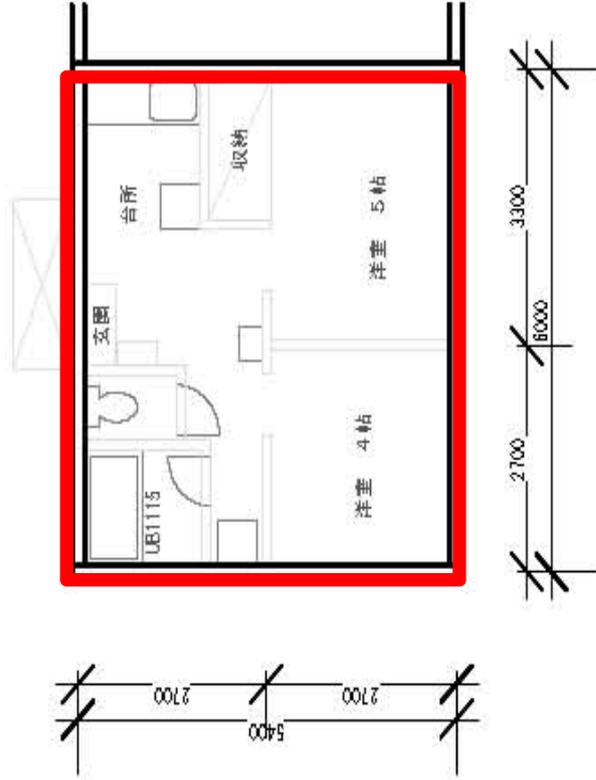
県営住宅標準プラン 約40㎡ (約12坪)



2DK・2LDKタイプ

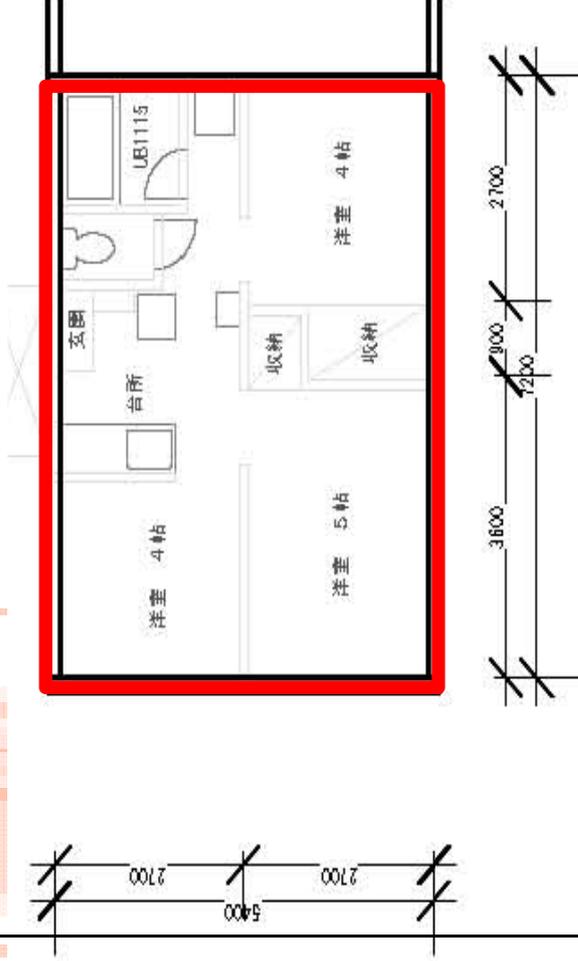
応急仮設住宅 約33㎡ (約10坪)

県営住宅標準プラン 約55㎡ (約17坪)

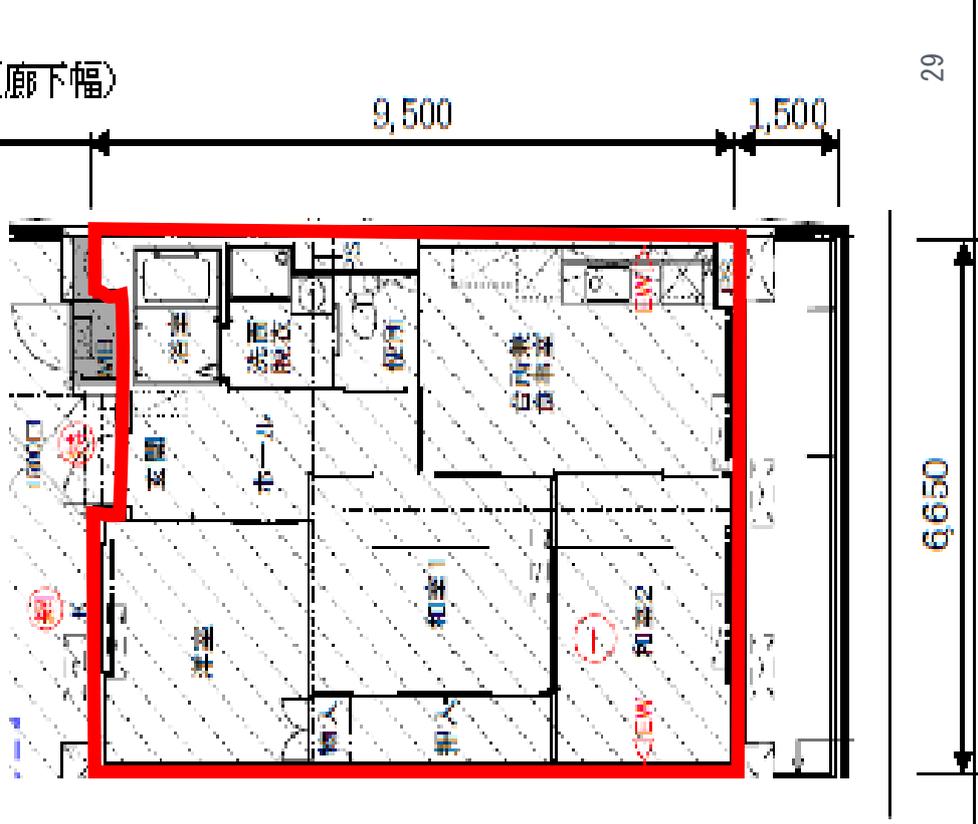


3K・3DKタイプ

応急仮設住宅 約39㎡ (約1.2坪)



県営住宅標準プラン 約65㎡ (約2.0坪)



29

6,650

